

# 石川県公報

平成26年10月3日

第12737号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目

## 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○救急病院の認定 (地域医療推進室)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○産業政策課に所属する職員を貿易活動促進のため駐在させる地の指定 (産業政策課)	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3	○特定鳥獣保護管理計画の変更公告 (自然環境課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	5
		○土地改良区の役員就任公告 (同)	6
		○国土調査の成果認証公告 (同)	6
		○土地改良事業計画の変更認可公告 (同)	7
		○公共測量実施公告 (監理課)	7
		○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	7
		雑 報	
		○入札公告	7

## 告

## 示

## 石川県告示第448号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あさい皮膚科クリニック	小松市吉竹町4丁目222番地	平成26年6月1日
訪問看護ルナ・ステーション	野々市市押野5丁目39番地 サンケア押野内	〃

## 石川県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団 松陽 東病院	小松市大領中町3丁目121番地	平成26年7月1日
永 井 医 院	輪島市鳳至町下町88番地	〃
岡本小児科クリニック	小松市沖町ツ16	〃
医療法人社団 船木 医院	野々市市大平寺4丁目71番地	平成26年8月1日

マ ツ モ ト 歯 科 医 院	七尾市御祓町ホ26-4	〃
日 吉 薬 局	輪島市河井町1部64番地の1	〃

#### 石川県告示第450号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あ さい 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	小松市吉竹町4丁目222番地	平成26年6月1日
訪 問 看 護 ル ナ ・ ス テ ー シ ョ ン	野々市市押野5丁目39番地 サンケア押野内	〃

#### 石川県告示第451号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
医 療 法 人 社 団 松 陽 東 病 院	小松市大領中町3丁目121番地	平成26年7月1日
永 井 医 院	輪島市鳳至町下町88番地	〃
岡 本 小 児 科 ク リ ニ ッ ク	小松市沖町ツ16	〃
医 療 法 人 社 団 船 木 医 院	野々市市大平寺4丁目71番地	平成26年8月1日
マ ツ モ ト 歯 科 医 院	七尾市御祓町ホ26-4	〃
日 吉 薬 局	輪島市河井町1部64番地の1	〃

#### 石川県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
あ さい 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	小松市吉竹町4丁目222番地	平成26年5月31日
日 吉 薬 局	輪島市河井町1部64番地の1	平成26年6月19日
東 病 院	小松市大領中町3丁目121番地	平成26年6月30日
永 井 医 院	輪島市鳳至町下町88	〃
医 療 法 人 社 団 岡 本 小 児 科 ク リ ニ ッ ク	小松市沖町ツ16	〃
大 森 歯 科 医 院	鳳珠郡能登町宇字出津ウ字47の1	平成26年7月22日
医 療 法 人 社 団 船 木 病 院	野々市市大平寺4丁目71番地	平成26年7月31日
マ ツ モ ト 歯 科 医 院	七尾市御祓町ホ部26-4	〃
室 橋 歯 科 医 院	羽咋郡志賀町富来領家町子の16の2	平成26年8月25日

## 石川県告示第453号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
あさい皮膚科クリニック	小松市吉竹町4丁目222番地	平成26年5月31日
日吉薬局	輪島市河井町1部64番地の1	平成26年6月19日
東病 院	小松市大領中町3丁目121番地	平成26年6月30日
永井 医 院	輪島市鳳至町下町88	〃
医療法人社団 岡本小児科クリニック	小松市沖町ツ16	〃
大森 歯 科 医 院	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字47の1	平成26年7月22日
医療法人社団 船木病院	野々市市大平寺4丁目71番地	平成26年7月31日
マツモト 歯 科 医 院	七尾市御祓町ホ部26-4	〃
室橋 歯 科 医 院	羽咋郡志賀町富来領家町子の16の2	平成26年8月25日

## 石川県告示第454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	ケアホーム みんなの詩	輪島市堀町12字6番地	平成26年9月30日
〃	〃	デイサービス 笑ちゃげや	輪島市河井町1部173番地7	〃
〃	〃	ケアサービス みんなの詩	輪島市堀町12字6番地	〃

## 石川県告示第455号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 人材育成センター	輪島市堀町12字6番地	ケアホーム みんなの詩	輪島市堀町12字6番地	平成26年9月30日
〃	〃	デイサービス 笑ちゃげや	輪島市河井町1部173番地7	〃
〃	〃	ケアサービス みんなの詩	輪島市堀町12字6番地	〃

## 石川県告示第456号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	平成26年10月1日	平成29年9月30日
加賀市民病院	加賀市大聖寺八間道65番地	〃	〃
山中温泉医療センター	加賀市山中温泉上野町ル15番地1	〃	〃

## 石川県告示第457号

石川県組織規則(昭和39年石川県規則第23号)第21条第1項の規定により、産業政策課に所属する職員を貿易活動促進のため駐在させる地を平成26年10月1日次のとおり指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

シンガポール

ジェトロ・シンガポール事務所内

## 公 告

## 予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
今井みさこ	羽咋市川原テ8番地2 今井内科小児科クリニック	平成20年12月31日
大澤 亮	羽咋市柳橋町堂田53番1号 羽咋診療所	平成26年9月12日
富永 さやか	〃	〃
井海 江利子	〃	〃
伊藤 順 庸	羽咋市市場町松崎24番地 公立羽咋病院	〃
藤木 拓 磨	〃	〃
池田 直 樹	〃	〃
山村 淳 一	〃	〃
谷口 雅 行	〃	〃
熊谷 将 史	〃	〃
堀澤 徹	〃	〃
秋田 千 里	〃	〃
山本 晃 子	〃	〃
向山 弘 高	〃	〃
茶谷 洋	〃	〃
乙田 敏 城	〃	〃
森岡 絵 美	〃	〃

川口和紀	〃	〃
甲斐田大資	〃	〃

特定鳥獣保護管理計画の変更公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により、特定鳥獣保護管理計画（平成25年4月5日公表）を次のとおり変更する。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 変更後の特定鳥獣保護管理計画

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、石川県環境部自然環境課及び各石川県農林総合事務所管理部企画調整室において縦覧に供する。）

2 変更年月日

平成26年10月1日

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

安原地区土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	高 多 善 以	金沢市上安原町587番地	平成26年8月6日
〃	福 田 秀 範	〃 福増町南327番地	〃
〃	中 川 栄 二	〃 打木町西43番地	〃
〃	安 田 良 幸	〃 下安原町西380番地	〃
〃	田 作 敏 昭	〃 豊穂町53番地	〃
〃	吉 本 登	〃 中屋町東45番地2	〃
監事	米 森 昇	〃 福増町北1390番地2	〃
〃	中 川 明 生	〃 打木町西176番地	〃
〃	西 村 健 一	〃 下安原町西334番地	〃

川北町土地改良区

職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	寺 井 実	能美郡川北町字中島ワ252番地	平成26年8月9日
〃	披 岸 一 範	〃 字山田先出礼315番地	〃
〃	西 外 喜 夫	〃 字壺ツ屋へ45番地	〃
〃	山 田 吉 則	〃 字与九郎島ト1番地	〃
〃	澤 田 一 秋	〃 字田子島甲109番地1	〃
〃	中 村 豊 昭	〃 字舟場島ハの39番地	〃
〃	橋 場 智 敏	〃 字橘ヤ43番地	〃
〃	吉 田 健 一	〃 字朝日イ23番地	〃
〃	前 哲 雄	〃 字朝日イ20番地	〃
監事	西 田 肇	〃 字三反田ロ119番地	〃
〃	大 口 敏 則	〃 字土室フ30番地	〃

## 土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 安原地区土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	高 多 善 以	金沢市上安原町587番地	平成26年8月7日
〃	池 田 勤	〃 福増町南329番地	〃
〃	中 川 明 生	〃 打木町西176番地	〃
〃	向 井 雅 夫	〃 下安原町西407番地	〃
〃	新 納 茂	〃 豊穂町250番地	〃
〃	中 森 良 夫	〃 中屋町東223番地	〃
監事	月 田 清 紀	〃 福増町北1109番地	〃
〃	北 川 弘 志	〃 打木町西179番地	〃
〃	向 井 好 一	〃 下安原町西150番地	〃

## 川北町土地改良区

職名	氏名	住所	就任年月日
理事	山 代 守	能美郡川北町字中島ワ150番地	平成26年8月10日
〃	江 戸 正 則	〃 字土室ル162番甲地	〃
〃	武 田 信 行	〃 字山田先出礼330番地	〃
〃	任 田 正	〃 字壺ツ屋へ75番地1	〃
〃	澤 田 一 秋	〃 字田子島甲109番地1	〃
〃	畔 地 勇 夫	〃 字田子島ウ145番地	〃
〃	橋 場 智 敏	〃 字橋ヤ43番地	〃
〃	西 田 文 之	〃 字橋新イ26番地	〃
〃	前 哲 雄	〃 字朝日イ20番地	〃
監事	西 田 肇	〃 字三反田ロ119番地	〃
〃	作 田 隆 光	〃 字与九郎島へ101番地	〃

## 国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調査を行った者の名称  
加賀市
- 調査を行った期間  
平成22年5月25日から平成26年6月18日まで
- 成果の名称  
加賀市（山中温泉菅谷町、山中温泉栢野町、伊切町及び新保町の各一部）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域  
加賀市山中温泉菅谷町イ並びに山中温泉栢野町トの全部並びにホの一部並びに伊切町い、レ及びろの一部並びに新保町山林ホの一部
- 認証年月日

平成26年10月3日

## 土地改良事業計画の変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	認可年月日
小松東部土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	平成26年9月19日

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (2級基準点測量)	平成26年9月22日から 同年11月7日まで	金沢市大河端町地内

## 道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年10月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田は6番4、7番2及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 37.26m	河北郡津幡町字清水ア13番地 山崎不動産有限公司	平成26年9月22日
羽咋郡志賀町高浜町ヤ214番15	幅員 5.00m 延長 15.80m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限公司 大生地建	平成26年9月24日

## 雑 報

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年10月3日

石川県公立大学法人理事長 寺 西 盛 雄

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 調達件名及び数量

石川県立看護大学ネットワークシステム機器（スイッチ等） 一式

## (2) 調達の内容

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期限

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 履行場所

石川県立看護大学及び石川県立大学

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る石川県の平成26年度競争入札参加資格を有する者。
- (3) 石川県の入札指名停止措置を受けている者でないこと。

## 3 入札説明書及び仕様書等の交付場所等

## (1) 交付場所及び問い合わせ場所

〒921-8836 野々市市末松1丁目308番地  
石川県公立大学法人 法人本部  
電話番号 076-227-7553

## (2) 交付方法

(1)の交付場所において、書面で交付する。

## 4 入札の日時及び場所

平成26年10月23日（木）午前11時  
野々市市末松1丁目308番地  
石川県立大学 大会議室（部屋番号K116 入札後、即時開札する。）

## 5 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、この公告、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (3) 郵便又は電報等による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

## 6 その他

## (1) 入札保証金及び契約保証金

免除

## (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

## (3) 落札者の決定方法

入札した者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## (4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合、又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札参加者の負担とする。

## (5) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。